

## 留 意 事 項

### (遵守事項)

使用者又は入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 東田川文化記念館の施設及び附属設備を汚損、き損又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用を許可されていない施設及び附属設備を使用しないこと。
- (3) 東田川文化記念館の建物及び敷地内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を得ないで、酒類を飲用しないこと。
- (5) 許可を得ないで、東田川文化記念館の建物及び敷地内で物品の販売又は金品の寄附、若しくは募金等の行為をしないこと。
- (6) その他、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

### (損傷等の届け出)

使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに指定管理者に届け出て下さい。

- (1) 東田川文化記念館の施設及び附属設備を汚損、き損又は滅失したとき。
- (2) 入館者に事故があったとき。

### (使用後の清掃及び点検)

使用者が東田川文化記念館の使用を終えたときは、使用した附属設備等の整理、室内の清掃及び火気取り締まり等を行ってください。